

## II 利用上の注意

- 1 この「神奈川県確報結果」は、平成 30 年6月 28 日に総務省・経済産業省から公表された確報集計結果に基づき神奈川県がとりまとめたものであり、平成 29 年9月に神奈川県がとりまとめた神奈川県速報結果とは異なる場合がある。
- 2 調査は、以下に掲げる事業所を除く国内全ての事業所・企業について行った。
  - ① 国及び地方公共団体の事業所
  - ② 日本標準産業分類大分類A-「農業、林業」に属する個人経営の事業所
  - ③ 日本標準産業分類大分類B-「漁業」に属する個人経営の事業所
  - ④ 日本標準産業分類大分類N-「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類 792-「家事サービス業」に属する事業所
  - ⑤ 日本標準産業分類大分類R-「サービス業(他に分類されないもの)」のうち、中分類 96-「外国公務」に属する事業所
- 3 売上(収入)金額、費用等の経理事項は平成 27 年(2015 年)1年間、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は平成 28 年(2016 年)6月1日現在の数値である。
- 4 売上(収入)金額は、以下の産業においては、事業所単位の把握は行っていない。  
「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」及び「宗教」
- 5 事業所単位の付加価値額は、企業単位で把握した付加価値額を事業従事者数により傘下事業所にあん分することにより、全産業について集計した。
- 6 個々の統計表の内容に応じて必要な事項の数値が得られた事業所(企業等)を対象として集計しているため、複数の統計表を比較する際には留意が必要である。  
例えば、企業等に関する集計において企業等数の表(「結果の概要」表 3-1-1 等)と売上(収入)金額等の経理事項についての表(「結果の概要」表 3-2-3 等)における企業等数は一致しない。  
また、総務省・経済産業省が公表した事業所に関する統計表においては、「全産業の事業所数」は「事業内容等不詳の事業所」を含む数値と含まない数値があるが、本報告書の「IV 結果の概要」に掲載した表においては産業分類別集計との関連で「事業内容等不詳の事業所」を含まない数値としている。一方、従業者数の男女別の総数については、「男女別の不詳の従業者」を含んだ数値としている。
- 7 売上(収入)金額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン(平成 27 年5月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき、消費税込みに補正した上で

結果表として集計した。

<ガイドライン>

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000365494.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000365494.pdf)

※ 前回調査との比較について

この「神奈川県確報結果」においては、事業所数や従業者数等について、平成 24 年経済センサス - 活動調査の集計結果と比較している一方、売上(収入)金額等の経理事項については比較していない。

経理事項を含めた平成 24 年経済センサス - 活動調査の集計結果については、政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載されている。

なお、比較の際は、平成 24 年経済センサス - 活動調査では、今回の集計とは異なり、消費税抜きの回答を消費税込みに補正せずに集計している他、当時の消費税率が5%であったため現行の税率(8%)と異なること等に留意されたい。

<政府統計の総合窓口(e-Stat)>

<https://www.e-stat.go.jp/>

- 8 調査票の欠測値や回答内容の矛盾などについて精査し、平成 24 年経済センサス - 活動調査、平成 26 年経済センサス - 基礎調査及び報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。

<欠測値等の取扱いについて>

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/pdf/hotei.pdf>

- 9 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入(特化係数は小数点以下第3位で四捨五入)した。

該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「-」とした。また、数値がマイナスのもの「△」で表した。

「X」は、集計対象となる事業所(企業等)の数が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に、該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象数が3以上の事業所(企業等)に関する数値であっても、合計との差引きで、集計対象が1又は2の事業所(企業等)の数値が判明する箇所は、併せて「X」とした。